

(案)

船員に関する特定最低賃金（漁業（いか釣り）最低賃金）の改正について

交通政策審議会海事分科会船員部会

漁業（いか釣り）最低賃金の改正について、下記のとおりの結論とする。

記

漁業（いか釣り）最低賃金（令和7年国土交通省最低賃金公示第4号）については、適用する船員に係る最低賃金額「213,300円」を「224,000円」に改正することが適当である。